

大分県報

令和六年
第五一六号
六月十一日

（火曜日）

目次

告示

- 大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一
令和六年度県営林産物（間伐材等）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務の委託…二
公 告
契約者等の公示（三件）……………一
土地改良区の役員の就退任（三件）……………二
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………三
開発行為の完了……………三

告示

大分県告示第三百五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和六年六月十一日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 受託者の住所及び名称

大分市花園二丁目六番四十六号

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 大友 進 一

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

令和六年六月十一日

大分県告示第三百六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり令和六年度県営林産物（間伐材等）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和六年六月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の住所及び名称

大分市花園二丁目六番四十六号

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 大友 進 一

二 委託期間

令和六年四月五日から令和七年三月十四日まで

公告

次のとおり契約者等について公示する。

令和六年六月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

行政情報システム維持管理・運用業務及び電算システム維持管理支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和六年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 Japan 株式会社九州南部公共ビジネス部 部長 吉川 健治

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

四千四百九十四万四千九百二十二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

大分県報（告示・公告）

一

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和六年六月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

大分県情報システムIaaSの利用 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和六年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加 藤 健

大分市東春日町十七番五十七号

五 随意契約に係る契約金額

八千九百三十五万五千七百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和六年六月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

電子入札等システム（物品等）サービス提供業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和六年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

東芝デジタルソリューションズ株式会社九州支社 支社長 三 林 隆 之

福岡県福岡市中央区長浜二丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額

九千五百十万六千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、野津土地改良区（臼杵市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年六月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（退任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	関 屋 隆	豊後大野市三重町市場九〇番地一

（就任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	伊 井 信 昭	豊後大野市三重町内田一五六番地一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仮屋津留土地改良区（臼杵市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出

があった。

令和六年六月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

(退任役員)

役名	氏名	住所
理事	内藤 正和	白杵市野津町大字野津市二五三六番地
〃	竹尾 光明	〃野津町大字前河内二四六〇番地
〃	野中 久広	〃野津町大字野津市一一四二番地の一
〃	首藤 明司	〃野津町大字西畑二九三一番地
〃	赤峰 浩二	〃野津町大字原一二七〇番地
〃	後藤 伸久	〃野津町大字吉田三〇三二番地の三
〃	佐藤 進一	〃野津町大字野津市九一一番地の一
〃	平山 和好	〃野津町大字野津市九八〇番地

(就任役員)

役名	氏名	住所
理事	後藤 益喜	白杵市野津町大字野津市二五〇六番地
〃	竹尾 光明	〃野津町大字前河内二四六〇番地
〃	野中 久広	〃野津町大字野津市一一四二番地の一
〃	首藤 明司	〃野津町大字西畑二九三一番地
〃	赤峰 浩二	〃野津町大字原一二七〇番地
〃	後藤 伸久	〃野津町大字吉田三〇三二番地の三
〃	佐藤 進一	〃野津町大字野津市九一一番地の一
〃	平山 和好	〃野津町大字野津市九八〇番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、内植田土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年六月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

(退任役員)

役名	氏名	住所
監事	池辺 英一	大分市大字木上二五九九番地の七

(就任役員)

役名	氏名	住所
監事	斉藤 武志	大分市大字木上二五八八番地

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和六年六月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所

所在の不明な者の氏名	揭示場所
河野 丈太郎、河野 休市、河野 鶴造、河野 捨喜、河野 須奈雄	佐伯市役所

二 通知の要旨

令和六年五月十日付け大分県告示第二百五十九号により行った森林法第三十条の規定による通知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年六月十一日

一 開発区域に含まれる地域の名称

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和六年六月十一日

大分県報（公告）

令和六年六月十一日

大分県報（公告）

四

由布市挾間町古野字大間七十二番一ほか三十二筆及び七十五番二の一部並びに七十三番一ほか二筆の各地先里道及び七十二番二ほか六筆の各地先水路、字松原三百二十九番二ほか八十一筆並びに三百四十二番三ほか二筆の各地先里道及び三百二十九番六ほか四筆の各地先水路並びに字水毛ツル百八十三番一ほか十筆及び百七十八番十三の一部並びに百八十三番一ほか五筆の各地先里道及び百八十三番八地先水路

二 開発区域の面積

一万二千四百二十一・二九平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市舞鶴町二丁目六千八百八十八番地一

株式会社コーリン不動産 代表取締役 城野好則

四 完了検査年月日

令和六年四月二十五日